

第2章 税制改正等のお知らせ

令和8年度の主な税制改正について

◆ 個人の市県民税

(1) 物価上昇局面における対応

物価上昇局面における税負担の調整への対応として、個人の市県民税については、「地域社会の会費」的な性格を踏まえ、以下の2項目が見直されました(令和9年度課税から適用)。

なお、今回の改正により、所得税の基礎控除額は引き上げられますが、住民税の基礎控除額については従来どおり変更はありません。

○給与所得控除の最低保障額の引き上げ

給与所得控除の最低保障額が、74万円(改正前：65万円)に引き上げられました。なお、引上げ額9万円のうち、特別分の5万円は2年間の時限措置となります。

○扶養親族等に係る所得要件の引き上げ

給与所得控除の見直しに伴い、それぞれの下表のとおり4万円引き上げられました。

要件	改正前	改正後
同一生計配偶者および扶養親族の前年の合計所得金額	58万円以下	62万円以下
ひとり親の生計を一にする子の前年の総所得金額等の合計額	58万円以下	62万円以下
勤労学生の前年の合計所得金額	85万円以下	89万円以下

(2) ひとり親控除の控除額の引き上げ

ひとり親控除額が、33万円(改正前：30万円)に引き上げられました(令和10年度課税から適用)。

(3) 住宅ローン控除の延長・拡充

既存住宅のうち、省エネ性能の高い認定住宅・ZEH 水準省エネ住宅に係る借入限度額の引き上げ、子育て世帯への借入限度額上乗せ措置の対象の拡充、床面積要件の緩和等を見直しを行った上で、適用期限が5年間延長されました(令和9年度課税から適用)。

ただし、令和10年以降に入居する場合、土砂災害などのおそれがある災害レッドゾーンにおける新築(建替え除く)は適用対象外となります。

◆ 固定資産税・都市計画税

○固定資産税の免税点の見直し

令和9年度分以降、固定資産税の免税点について、家屋は30万円（現行20万円）に、償却資産は180万円（現行150万円）に引き上げられます。

○新築住宅に係る税額の減税措置の拡充・延長

新築住宅に係る固定資産税の減額措置について、令和8年4月1日以後に新築された住宅に対し、床面積要件が40㎡以上240㎡以下に見直され、令和13年3月31日まで適用が延長されました。

※令和8年3月31日までに新築された住宅においては、従来の50㎡（一戸建以外の貸家住宅にあっては40㎡）以上280㎡以下となります。

◆ 軽自動車税

○環境性能割の廃止

三輪以上の軽自動車に対する軽自動車税環境性能割は、令和7年度末をもって廃止されました。

○グリーン化特例（軽課）の延長

軽自動車税のグリーン化特例（軽課）が2年間延長されました。令和10年3月31日までに最初の新規検査を受けた三輪以上の電気軽自動車、天然ガス軽自動車のうち、一定の基準を満たすものは、取得年度の翌年度分の軽自動車税に限り、税率が軽減されます。

※ただし「概ね50%軽減」の区分は、令和7年度末をもって廃止

令和8年度に適用される主な税制改正について

◆ 市たばこ税

令和7年度税制改正において、下表のとおり加熱式たばこの課税方式が見直されました。激変緩和等の観点から、令和8年4月1日と令和8年10月1日の2段階で実施されます。

・実施時期と経過措置

		現行の換算方法	改正後の換算方法
現行		現行の換算本数×1.0	—
改正後	令和8年 4月1日～	現行の換算本数×0.5	新換算本数×0.5
	令和8年10月1日～	—	新換算本数×1.0

マイナンバー制度（社会保障・税番号制度）について

社会保障・税・災害対策分野での効率性・透明性を高め、国民にとって利便性の高い公平・公正な社会を実現するための社会基盤（インフラ）として、マイナンバー制度（社会保障・税番号制度）が導入されています。

申告書などの税務関係書類を提出する場合は、個人番号や法人番号の記載が必要となります。

◆ マイナンバー利用事務における本人確認

マイナンバー利用事務において、本人確認（正しい個人番号であることの確認（番号確認）と番号の正しい持ち主であることの確認（身元確認））を徹底しています。これは、なりすまし防止措置として、マイナンバーが間違っていないかを確認するとともに申告者が本人であるかを確認するための重要な作業ですので、ご理解・ご協力をお願いします。

マイナンバー利用事務について申告書等を提出する際には、下図を参考にいただき、必要書類をお持ちください。

番号確認書類	【次の書類から1点】 マイナンバーカード（裏面）／特定在留カード（裏面）／マイナンバー通知カード（※1）／住民票の写し（マイナンバーが記載されたもの）等
身元確認書類	【次の書類から1点】 マイナンバーカード（表面）／特定在留カード（表面）／運転免許証／パスポート／障害者手帳／在留カード／特別永住者証明証／資格確認書（※2）／年金手帳／税理士証票／顔写真付き身分証明書等（氏名・生年月日／氏名・住所が記載されたもの）／伊丹市が氏名および生年月日をあらかじめ印刷して送付した申告書 等
	【次の書類から2点】 顔写真なし身分証明書等（氏名・生年月日／氏名・住所が記載されたもの）／税・社会保険料・公共料金の領収書／戸籍の附票写し（謄本・抄本も可）／住民票の写し（マイナンバーが記載されていないもの）／母子健康手帳／特別徴収税額決定通知書／納税通知書／源泉徴収票 等

（※1）通知カードは令和2年5月25日に廃止されていますが、通知カードに記載された住所・氏名等が住民票に記載されている事項と一致している場合に限り、引き続き番号確認書類として利用できます。

（※2）郵送で提出の場合は、被保険者等記号・番号等にマスキング（目隠し）を施してください。

◆ マイナンバー等の記載が必要な主な税務関係書類

窓口でマイナンバーまたは法人番号の記載が必要となる主な税務関係書類は次のとおりです。マイナンバーを記入する申告書等の提出の際には、本人確認が必要となりますので、マイナンバーカード等上記の必要書類をお持ちください。

なお、代理人が申告書等を提出する際は、代理人の身分証明書や委任状等も必要となります。

窓口担当課	事 務	マイナンバー等の記載が必要な 主な税務関係書類
市民税課	個人市県民税・森林環境税事務	市県民税・森林環境税申告書
	法人市民税事務	法人市民税申告書
	軽自動車税事務	軽自動車税減免申請書
資産税課	固定資産税事務（償却資産）	償却資産申告書

